国際移動衛星通信機構(IMSO) International Mobile Satellite Organization

I 概要

1 住所等

Tel. / Fax	+44 20 7728 1249 +44 20 7728 1172	
URL	http://www.imso.org/	
所在地	99 City Road, London EC1Y 1AX, United Kingdom	
幹部	Moin Uddin Ahmed(事務局長/Director General)	

2 設立目的

移動衛星通信システムを利用することにより、海上における安全にかかわる通信をはじめとする海事通信の改善を目的として設立された国際機関である。監督するインマルサット(Inmarsat)・システムは、海上の安全確保のための通信、航空機上での公衆通信サービスなどに活用されている。

3 沿革

国際海事衛星機構(International Mobile Satellite Organization)は、移動衛星通信システムを利用することで海上における安全にかかわる通信をはじめとする海事通信の改善を目的として、1979年に「国際海事衛星機構に関する条約」によって設立された(日本は設立当初より加盟)。

その後の累次の条約改正により、インマルサット・システムが航空通信及び陸上移動通信についても宇宙部分(通信衛星及びその管制等に必要な関連地上設備)を提供するようになったことを踏まえ、1994 年 12 月に開かれた総会において、機構の名称を「国際海事衛星機構(International Maritime Satellite Organization)」から「国際移動通信衛星機構(International Mobile Satellite Organization)」に変更することを内容とする条約改正(1994 年改正)が採択された。

更に、独自の衛星を持つ民間の衛星通信事業者の参入による競争の増大等の情勢の変化に対応し、インマルサット・システムの効率的な運営を可能とするため、機構改革について検討が開始された結果、1998年4月に開催された第12回締約国総会において、機構改革に関する条約改正(1998年改正)が採択された。

1998年改正では、インマルサットの宇宙部分を民間会社に移管するとともに、機構は当該民間会社による全世界的海上遭難安全制度(Global Maritime Distress and Safety System: GMDSS)の提供の確保等を任務とするよう目的、構成等を改正した。

これを受けて 1999 年 4 月から、インマルサットの事業部門は、英国の会社法に基づくインマルサット社(Inmarsat plc)に移管され、機構はインマルサット社が引き続き、海上における遭難及び安全にかかわる世界的な衛星通信業務を提供すること等の基本原則に従うことを確保することを目的として事務を行うこととなった。これに伴い、2001 年、衛星システムを運用するインマルサット社と、これを監督する国際機関(International Mobile Satellite Organization: IMSO)に分離され、IMSO 条約はこの国際機関について定めた条約として発効した。

4 締約国

締約国は 2015年 11月現在、以下の 100 か国である。

「米州] 14 か国

アルゼンチン、ブラジル、カナダ、コロンビア、チリ、パナマ、ペルー、キュ ーバ、米国、メキシコ、ベネズエラ、バハマ、コスタリカ、アンティグア・バー ブーダ

「欧州] 32 か国

ベルギー、イタリア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ノルウェー、アイスランド、スペイン、マルタ、モナコ、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、スイス、英国、ベラルーシ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、ポーランド、ロシア、ルーマニア、スロバキア、ウクライナ、セルビア、モンテネグロ、フランス、ラトビア、ハンガリー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ジョージア(2015年1月加盟)

[アフリカ等] 17 か国

アルジェリア、カメルーン、チュニジア、ナイジェリア、リベリア、モザンビーク、エジプト、ガボン、モーリシャス、南アフリカ、セネガル、ガーナ、ケニア、タンザニア、リビア、モロッコ、コモロ

「アジア、オセアニア・中東]37か国

オーストラリア、クック諸島、パラオ、トンガ、バヌアツ、中国、インド、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、日本、韓国、北朝鮮、バーレーン、アラブ首長国連邦、イラン、イラク、イスラエル、クウェート、オマーン、カタール、イエメン、サウジアラビア、バングラデシュ、ブルネイ、タイ、モンゴル、レバノン、トルコ、キプロス、マーシャル諸島、ベトナム、ヨルダン(2014 年 11 月加盟)

Ⅱ 組織の概要

常設機関の事務局と、諮問委員会及び2年に1回開催される総会により運営される。

(1) 事務局 (Directorate)

総会の指示に基づき、インマルサット社の公的サービスを監督する。IMSO の常設機関であり、ロンドンを所在地として、機構を法的に代表する事務局長と事務局長が任命する職員で構成される。現在の事務局長はスペインの Esteban Pacha 氏が務めている。

(2) 諮問委員会 (Advisory Committee)

2000年2月に開催された第14回臨時総会において、事務局長に助言する組織として設置された。

(3) 総会 (Assembly)

すべての締約国の代表が参加する総会では、IMSOの方針、長期的目的について審議するとともに、基本原則に関連するインマルサット社のサービスの提供について、同社の勧告を考慮して審議する。総会は、通常2年に1回開催され、審議内容を議決する際は1国1票方式として、総会の参加者の3分の2の多数決で議決する。2015年11月現在、日本を含む100か国がメンバーとなっている。

Ⅲ 活動内容

1 インマルサット社及び GMDSS の監督業務

インマルサット社の公的サービスに関する監督を行う。監督上の基本原則は以下のとおりである(条約第3条)。

- ・GMDSS サービスの確保
- ・各国に対して非差別的なサービスの提供
- ・衛星通信の平和利用に限った運用
- ・発展途上国やルーラル地域に配慮し、衛星移動通信が必要なすべての地域で のサービス提供
 - ・公平な競争環境において法律と規制を順守した運用

IMSO は、上記の基本原則を遂行するためにインマルサット社と公的業務契約を締結する。同社の本社が設立される国は、当該国の法律に従い、かつ IMSO の基本原則にのっとり、同社が引き続き GMDSS サービスを提供可能にするために必要かつ適切な措置をとる(条約第4条)。

2 LRITコーディネータ(監督)業務

国際海事機関(International Maritime Organization: IMO)は「SOLAS条約(海上における人命の安全のための国際条約、The International Convention for the Safety of Life at Sea)」を改正し、IMO 締約国の船舶に、LRIT システム(Long Range Identification and Tracking。船舶長距離識別追跡装置。海難の防止やテロ対策等を目的とし、全世界を航行する船舶の船名、現在位置及び船籍等をデータセンターに通報し、旗国や入港国が当該センターよりに情報配信を受けることで船舶の動静把握を可能とするシステム)を 2008 年末までに導入する

ことを義務付けた。2006年9月の第18回通常総会において、「IMSOは、IMSO総会の決定に従い、LRITコーディネータとしての機能・業務を、IMSO締約国の費用負担がないことを前提に、引き受けることができる」旨の条文を追加するIMSO条約改正案の採択がなされた後、2007年3月の第19回臨時総会において、同改正条約の暫定的適用の決定がなされた。

Ⅳ 最近の活動状況

第 22 回総会が 2012 年 6 月 25 日から 28 日にかけて英国ロンドンで開催された。その結果、GMDSS と LRIT の発展状況の詳細な分析、昨今の悪化する経済状況下でより効率的で経済的なやり方で実績を上げること、IMSO 事務局に関し、今後数年間で 35%の費用削減を目指して再構築すること等が決定された。第 23 回総会は 2014 年 11 月 25~28 日にロンドンの IMO 本部にて開催された。

V 主要国の対応状況

なお、2010 年 7 月から 2015 年 11 月現在までの諮問委員会のメンバー国は、アルゼンチン、バハマ、ブラジル、カナダ、チリ、中国、キプロス、チェコ、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、インドネシア、イタリア、ケニア、韓国、リベリア、マルタ、マーシャル諸島、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ロシア、スペイン、トルコ、英国、米国、バヌアツとなっている。アンティグア・バーブーダ、カメルーン、南アフリカがオブザーバーとして参加している。

[http://www.imso.org/public/IMSOToday/、http://www.imso.org/public/Portals/0/Docs/MemberStates/1.%20Parties%20to %20the%20IMSO%20Convention.pdf 等]